

所得税ゼミナール NO.2

(株式の譲渡)

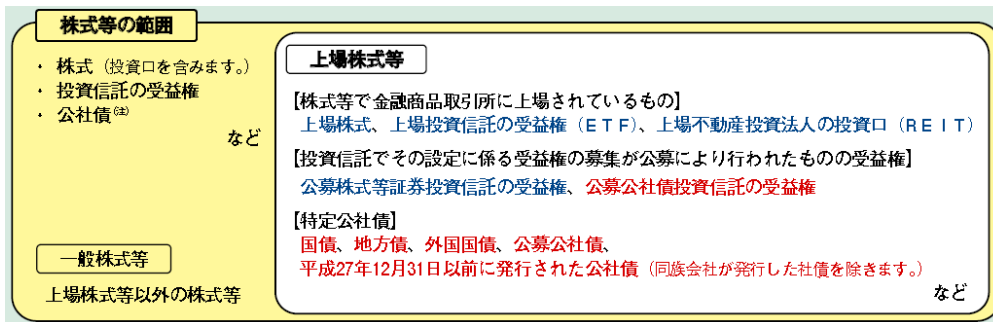
税理士法人いさやま会計

税理士 菊島 義昭

株式等に係る譲渡所得等（分離課税）の概要

株式等に係る譲渡所得等とは、株式、出資金等の有価証券の譲渡により生じる所得をいい、他の所得と区分して税金を計算する「申告分離課税」となっている。また、株式等に係る譲渡所得等は「上場株式等」と「一般株式等」に課税の取扱上区分する。上場株式等の売買については、特定口座制度があり、この特定口座での取引については、「源泉徴収口座」か「簡易申告口座」を選択することができる。なお、平成28年1月1日以後は、上場株式等の範囲に、特定公社債、公募公社債投資信託の受益権等も含まれることとなった。また、「源泉徴収口座」内における譲渡損益については、原則として、確定申告をする必要はないが、他の口座の譲渡損益と通算する場合や上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の特例の適用を受ける場合には、確定申告をする必要がある。

「上場株式等」と「一般株式等」の範囲



「国税庁パンフレット」より掲載

株式等の譲渡所得の概要

株式等取引区分			申告の要否		上場株式等の配当所得との損益通算、前年からの繰越控除、翌年への損失繰越	
上場株式等	金融商品取引業者での譲渡	非課税口座 ^{※1}		申告不可		×
		特定口座	源泉徴収口座 ^{※2}	選択	申告不要	×
			簡易申告口座		申告要 ^{※3}	○
		一般口座		申告要		
		相対取引による譲渡				×
一般株式等の譲渡等					×	

※1 NISA・ジュニアNISA口座などの非課税口座

※2 源泉徴収率は20.315%（国税15.315%、地方税5%）。

※3 同一口座内の配当について申告不要の選択ができない。

※4 平成28年分以後、上場株式等に係る譲渡損失の金額を一般株式等に係る譲渡所得

- 等から控除することはできない。
- ※5 平成27年分以前の各年分に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額で平成28年分以後に繰り越されものについて、一般株式等に係る譲渡所得等の金額から繰越控除することはできない。

「源泉徴収口座」のメリット、デメリット

メ リ ツ ト	<ul style="list-style-type: none"> ① 証券会社が源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得や配当所得の年間の損益を計算して「特定口座年間取引報告書」を作成。 ② 源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得や配当所得の税金の計算をして源泉徴収(納付)するので確定申告不要。 ③ 申告不要を選択した場合、源泉徴収口座内で生じた所得については、所得控除の適用要件や国民健康保険の保険料、医療費の窓口負担割合などに影響しない。 ④ 特定口座内(源泉徴収なしの特定口座も含む。)の国内の上場株式等だけが、特定管理株式等の価値喪失による「みなし譲渡損失の特例」を適用することができる。
デ メ リ ツ ト	<ul style="list-style-type: none"> ① 他の証券口座の損益と損益通算するには申告が必要。 ② 源泉徴収口座の譲渡損失について繰越控除するためには申告が必要。その場合、その源泉徴収口座内の配当所得等の金額をすべて申告しなければならない。 ③ 配当金の受取り方法を「株式数比例配分方式」(図表 2-10-2 参照)に設定していないと、特定口座内で上場株式の配当金を受け取ることができない*。 ④ 上場株式等の配当金等は、支払を受けるごと(銘柄別の支払時期ごと)に確定申告するかしないかの選択をすることができるが、特定口座の配当金等については、特定口座ごとに確定申告するかしないかの選択をしなければならない。 ⑤ 特定口座の株式等の譲渡日(課税基準日)は、「受渡日」が基準となるので「約定日」を選択することができない。 ⑥ 特定口座で同一銘柄を同一日に売買した場合、「売」と「買」の実際の順序に関係なく、先にすべての「買」が行われ、その後すべての「売」がされたものとして処理される(取得価額について「クロス取引」で「益出し」「損出し」ができない。) ⑦ 前年に「源泉徴収あり」を選択していた場合、その年に上場株式等の配当金等を受け入れていたときは、変更することはできない。

※ 公募株式投資信託の分配金、株式ミニ投資、るいとう等については「株式数比例配分方式」以外の方法でも特定口座で受け取ることができる。

株式等の課税区分による取り扱いの相違事項

区 分	上場株式等			一般株式等		
	譲渡	雑	事業	譲渡	雑	事業
口座管理料、投資顧問料等の必要経費	×	○		×	○	
保証債務、相続税の取得費加算の特例	○	×		○	×	
取得価額の計算方法	総平均法に準ずる方法		総平均法	総平均法に準ずる方法		総平均法
所得区分間の通算	○			○		
	上場株式等と一般株式等は×					

有価証券に係る譲渡であっても他の所得区分となる場合

資産の内容・取引形態等	所得区分
株式形態のゴルフ会員権の譲渡	総合譲渡所得
同族株主が行う土地等の譲渡に類する株式等の譲渡	分離短期譲渡所得
発行会社への税制非適格ストックオプションの権利行使前譲渡	給与所得、退職所得 事業所得、雑所得

【参照条文】法 33、41 の 2、措法 32②、37 の 10②、

特定公社債等及び一般公社債等の概要

区 分	特 定 公 社 債 等	一 般 公 社 債 等
範 囲	① 国債、地方債、外国国債、外国地方債 ② 公募公社債、上場公社債 ③ 国外において発行された公社債で一定のものなど	① 特定公社債以外の公社債 ② 私募公社債投資信託の受益権 ③ 証券投資信託以外の私募投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権で私募のもの
利子等の課税	申告分離課税又は源泉分離課税の選択が可能となった。なお、国外公社債等で外国所得税の額がある場合は、利子等の額からその外国所得税の額を控除した金額に対して源泉徴収が行われる。	源泉分離課税。ただし、同族会社が発行した社債の利子でその同族会社の株主等が支払を受けるものは、総合課税の利子所得。
譲渡損益等の課税	① 譲渡損益については、申告分離課税。 なお、外貨建ての特定公社債等を売却し	① 譲渡損益については、申告分離課税。

	<p>た際の為替差損益については、譲渡損益に含めて計算。</p> <p>② 償還差損益や一部解約等による差損益については、申告分離課税。</p> <p>③ 発行会社が倒産等をしたことによって公社債としての価値を失った場合も、一定の要件を満たしていれば、みなし譲渡損失を計上することができる。</p>	<p>② 償還差益については、申告分離課税。ただし、同族会社が発行した社債の償還金でその同族会社株主等が支払を受けるものは、総合課税の雑所得。</p> <p>③ 私募公社債投資信託などの償還差損失や一部解約等による損失（信託元本額までに限る。）についても、申告分離課税。</p> <p>④ 償還差益や一部解約等による差益は、源泉分離課税。</p>
<p>上場株式等の譲渡損失及び配当所得の損益通算並びに繰越控除の特例の拡充</p>	<p>損益通算及び繰越控除の対象となる上場株式等の範囲に、特定公社債等が追加され、特定公社債等に係る譲渡損失と利子所得及び配当所得との間の損益通算を行うことが可能となるとともに、譲渡損失については3年間の繰越控除をすることが可能となった。</p>	<p>上場株式等と一般株式等の譲渡所得等は、別々の分離課税制度の取扱いとなるため、損益通算不可。なお、平成27年分以前に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額も控除することはできない。</p>
<p>特定口座での取扱い</p>	<p>① 源泉徴収口座の場合、特定公社債等の譲渡等を行った場合は、申告不要を選択することが可能となった。</p> <p>② 源泉徴収口座内の特定公社債等の利子等をその特定口座内で生じた譲渡損失と損益通算が可能となった。</p>	<p>取扱いなし</p>

債券の分類と課税関係

種類		利子、配当、分配金	償還差益、譲渡益	備考
特定公社債	利付債	利子所得 (申告分離又は申告不要を選択可)	上場株式等の譲渡所得 (申告分離、源泉徴収口座は申告不要を選択可)	「上場株式等」の譲渡所得等、配当所得等との間の損益の通算、繰越控除ができる
	割引債 ^{※2}			
一般公社債	利付債	利子所得 ^{※1} (源泉分離課税)	一般株式等の譲渡所得 (申告分離課税) ^{※2}	「一般株式等」の譲渡所得等の中の損益の通算ができる
	割引債 ^{※3}			

※1 同族株主等が支払いを受けるものは、総合課税の利子所得となる。

※2 同族株主等が支払いを受けるものは、総合課税の雑所得となる。

※3 平成 27 年 12 月 31 日以前に発行され、源泉徴収が行われた割引債の償還・譲渡は非課税である。

株の売買で譲渡損失が生じた場合

【特定口座の源泉徴収口座内で、通算が行われている場合】

イ

特定口座

配当等 300 ⇒ 通算後 0 ⇒ 申告 300

譲渡損△500 ⇒ 通算後△200 ⇒ 申告△500

一般口座

譲渡益 400 ⇒ 申告 400

△100 }
200 }

ロ

特定口座

配当等 300 ⇒ 通算後 0 ⇒ 申告 300

譲渡損△500 ⇒ 通算後△500 ⇒ 申告△500

特定口座

配当等 600 ⇒ 申告 600

400 }

【特定口座の源泉徴収口座内で、通算が行われていない場合】

ハ

特定口座

配当等 300 ⇒ 申告 300

譲渡益 500 ⇒ 申告 500

一般口座

譲渡損△700 ⇒ 申告△700

100 }
△200 }

ニ

特定口座

配当等 300 ⇒ 申告不要

譲渡益 800 ⇒ 申告 800

一般口座

譲渡損△700 ⇒ 申告△700

100 }

ポイント

- 1 源泉徴収口座内で 配当等と株式等の譲渡損の損益通算がなされているときで、その源泉徴収口座につき申告を選択する場合は、損益通算前の金額で申告する必要がある。
- 2 源泉徴収口座に配当等を受け入れており、株式等の譲渡が譲渡益となっているときは、配当等又は株式等の譲渡益のどちらか一方のみを申告することができる。
- 3 申告不要を選択できるものにつき、申告を選択し所得金額が増加する場合には、国民健康保険や後期高齢者医療保険の保険料が増加する場合がある。
- 4 上場株式等の配当等についての申告又は申告不要を受けるかどうかの選択は、1 回に支払われた配当ごとに行う。ただし、特定口座に受け入れられた配当等については、その特定口座ごとにその選択を行う。
また、申告を選択する場合には、その申告するもの全てについて、総合課税又は申告分離課税のいずれかを選択しなければならない。

上場株式等の譲渡損失を申告しなかった場合

上場株式等の譲渡損失を申告しなかった場合、法律上は、確定申告書に一定の記載をし、明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して確定申告書を提出している場合にしか、その損失を繰越すことはできないこととなっている（措法 37 の 12 の 2）。

ただし、租税特別措置法通達があり、特定口座のうち簡易申告口座及び一般口座の譲渡損失については、更正の請求をすることにより、当初の確定申告において申告しなかった上場株式等の譲渡損失を繰越すことができる。

なお、特定口座の源泉徴収口座については、当初の申告の時点で、申告不要を選択するか、あるいは申告分離課税で申告するかの選択をしなければならず、申告しなかった場合は、申告不要を選択したものとみなされるため、更正の請求の対象とはならない。

(租税特別措置法通達)

37 の 12 の 2-5 措置法第 37 条の 12 の 2 第 7 項に規定する「上場株式等に係る譲渡損失の金額が生じた年分の所得税につき当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある確定申告書を提出」した場合には、同項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算に関する明細書その他の財

務省令で定める書類（次項において「明細書等」という。）の添付がなく提出された確定申告書につき通則法第23条《更正の請求》に規定する更正の請求に基づく更正により、新たに上場株式等に係る譲渡損失の金額があることとなった場合も含まれるものとする。（平21課資3-5、課個2-14、課審6-12追加、平22課資3-4、課個2-14、課審6-20、平27課資3-4、課個2-19、課法10-5、課審7-13改正）

株式等の所得を申告していない場合の繰越控除等の対応

確定申告書の提出の有無	株式等の申告の有無	申告していない株式等の内容		申告していない株式等との通算後の損益	申告していない株式等の申告対応	前年分の株式等の繰越控除の可否		
		株式損益	取引口座					
無	無	損失	源泉口座	/	/	期限後申告	○	
			上記以外					
		利益	源泉口座					
			上記以外					
		損失	源泉口座					×
			上記以外					
		利益	源泉口座					×
			上記以外					
有	有(損失)	損失	源泉口座	損失	×	更正の請求	○※1	
			上記以外					
		利益	源泉口座	損失	×			
			上記以外	損失		修正申告	○※1	
			利益	利益			△※2	
			利益	利益				
	有(利益)	損失	源泉口座	損失	×			
			上記以外	損失		更正の請求	○※1	
			利益	利益			△※2	
			利益	利益				
		利益	源泉口座	利益	×			
			上記以外			修正申告	△※2	